

学術大会運営細則

(平成22年11月1日制定、平成26年1月6日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第5条第1号に定める学術大会の運営に関する必要な事項を定める。

(学術大会)

第2条 学術大会とは、有識者や会員の講演、シンポジウム、ワークショップ、パネルディスカッションや研究発表等により、緩和医療の啓発及び意見交換を目的とし、毎年1回定期的に開催する集会をいう。学術大会は、原則として毎年6月第2週から第4週までに開催する。

(大会長)

第3条 学術大会を主宰するため、学術大会大会長（以下、「大会長」という）1名を置く。

(大会長の選出)

第4条 大会長は、理事会が推薦し、総会の承認を受けなければならない。承認後、理事長が委嘱する。

(大会長の職務)

第5条 大会長は、学術大会の組織委員会と協力し、学術大会の開催にかかる一切の業務を所掌する。
2. 大会長に事故ある時は、理事会が代行者又は後任者を決定する。

(大会長の任期)

第6条 大会長の任期は、委嘱された日から該当する学術大会の会務報告がなされるまでとする。

(組織委員会)

第7条 大会長は、組織委員会を設置しなければならない。
2. 大会長は、地域や職種等を考慮して、組織委員会に相応しい30名以内の正会員を推薦し、理事会に報告する。承認後、大会長が委嘱する。
3. 組織委員会の任期は、委嘱された日から該当する学術大会の会務報告がなされるまでとする。
4. 組織委員会は、学術大会のプログラムの企画、立案、運営等を行う。
5. 学術大会のプログラムの概要は、開催前年の秋の理事会に報告する。

(継続的な質の担保)

第8条 大会長および組織委員会は、学術委員会と連携をとり、学術大会の企画、立案、運営等に関する支援を受けることで、継続的な質を担保する。

(学術大会の公開)

第9条 学術大会は公開とする。ただし、大会長が必要と認めたときは、その一部を非公開とすることができる。

(参加費)

第10条 学術大会に参加する者は、参加費を納入しなければならない。

(発表資格)

第11条 学術大会で発表又は討論をする者は、本法人の正会員、功労会員及び名誉会員とする。ただし、大会長が特に許可した者はその限りではない。

(発表の申込)

第12条 学術大会で研究発表を行う者は、大会長の指定する期日までに研究内容等を所定の様式により申込をしなければならない。

(倫理規定)

第13条 申込者は、「ヘルシンキ宣言」、「臨床に関する倫理指針」及び「疫学研究に関する倫理指針」の倫理的指針に従い、各施設の研究倫理規定等を遵守し、倫理的配慮のもとに行なわれた研究発表であることを抄録に明記しなければならない。

2. 申込者は、研究対象者のプライバシーや個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(査読)

第14条 一般演題は公募制とする。一般演題は、本法人で定めた公募カテゴリーにそって公募し、査読のうえ採択を決定する。

2. 査読は匿名で行い、複数の査読者により公正に行う。

3. 一般演題の採否は組織委員会で決定する。

4. 大会長は、一般演題の採否の結果、発表形式、発表日時等を決定し、申込者に通知しなければならない。

(抄録集)

第15条 学術大会の抄録集等は組織委員会が編集する。抄録集は、会員に無料で配付し、非会員には実費で販売する。

(寄付等)

第16条 本法人は、大会開催の趣意書を作成し、企業からの寄付、広報協力、展示協力等を依頼することができる。その際、本法人の利益相反規定を遵守する。

(学術大会の講師・座長等)

第17条 学術大会の講師・座長が会員の場合、参加費と懇親会費は自己負担とする。講演料、交通費及び宿泊費は支給しない。礼状または記念品を大会長名で渡す。

2. 学術大会の講師・座長が非会員の場合、参加費と懇親会費を免除する。講演料は内規に基づいて支給する。交通費と宿泊費は実費を支給する。礼状または記念品を大会長名で渡す。

3. 海外及び国内の特別講演者等の参加費と懇親会費は免除のうえ、講演料、交通費及び宿泊費は内規に基づいて支給する。

4. 市民公開講座の講師や懇親会協力者等への謝礼等は内規に基づいて支給する。

(名誉会員・功労会員)

第18条 名誉会員、功労会員の参加費と懇親会費は免除する。

(企業共催)

第19条 本法人は、大会開催の趣意書を作成し、企業共催（ランチョンセミナー、モーニングセミナー、イブニングセミナー等）を依頼することができる。本法人の利益相反規定を遵守する。

2. 企業共催の講師・座長が会員の場合、参加費と懇親会費は自己負担とする。講演料は、内規に基づいて支給する。交通費と宿泊費は実費を支給する。

2. 企業共催の講師・座長が非会員の場合、参加費と懇親会費は免除する。講演料は、内規に基づいて支給する。交通費と宿泊費は実費を支給する。

(会務報告)

第20条 大会長は、学術大会の終了後3カ月以内に学術大会にかかる費用の収支決算書及び学術大会の会務報告書を、理事会に提出しなければならない。

(細則の変更)

第21条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(雑則)

第22条 本細則に定めるもののほか、学術大会運営に関し必要な事項は、別に定める。